

知事部局における年末年始の体制について

執務納めは12月25日(金)

➤ 執務納め式は、出席者を限定し、
庁内放送を実施

➤ 12月28日(月)は原則として
半数の体制

※コロナ対策等危機管理対応、予算関係等の
業務を行う職員は除外

知事部局における年末年始の体制について

執務始めは 1月 4日(月)

- **執務始め式は実施しない**
- **1月4日(月)、5日(火)は原則として
半数の体制**
- **1月6日(水)~8日(金)は原則として
2/3の体制**

県民・事業者の皆様へのお願い

県民・事業者の皆さんのご協力により本県の感染状況は一時収束状況

⇒こうした状況をこれからも持続させていくため、次の点にご協力を。

- 「新しい生活様式」等の徹底
- 年末年始の休暇の分散取得
- 感染者が多く発生している地域との往来は慎重に